

平成23年2月8日  
仙台河川国道事務所

## 名取川に大量のゴミを発見！！

### ～ 警察に通報しました ～

2月8日（火）11時10分頃、仙台市太白区大野田字外河原地内の名取川左岸の河口から9.4km附近の河川敷地に冷蔵庫・テレビ・伐採された木の枝・建築廃材、また9.6km附近にも野菜くずや段ボール等多種類の大量のゴミの不法投棄を発見し、仙台南警察署に通報しました。

本日14時15分から警察との現地立ち会いを実施しました。

この不法投棄は悪質であり、「河川法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為です。

今後も、河川巡視により発見した悪質な不法投棄に対しては、ただちに警察に通報し原因者の特定に努めていきます。

詳細は次のとおりです。

- ① 発見日時 2月8日（火）11時10分頃（名取川出張所の巡視より発見）
- ② 発見場所 仙台市太白区大野田字外河原地内  
名取川左岸河口から9.4k及び9.6k附近の河川敷
- ③ 投棄状況 冷蔵庫1台・テレビ1台・伐採木の枝（軽トラック1台分程度）  
建築廃材20袋・野菜屑・段ボール等
- ④ 現地立会 仙台南警察署西多賀交番：2月8日14時15分より立会
- ⑤ その他（1）状況写真等は別紙のとおり  
（2）河川にゴミや廃棄物を投棄することは、法律で禁じられています。違反した者に対しては、
  - ・河川法では・・・三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金
  - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律では・・・五年以下の懲役又は一千万円以下の罰金（法人等の場合は三億円以下の罰金）に処せられる場合があります。

（参考）

国土交通省仙台河川国道事務所が管理する河川は、阿武隈川（宮城県内）、白石川、名取川、広瀬川、策川の5河川、管理総延長73.5kmとなっております。そのうち、名取川、広瀬川、策川については、18.9kmを管理して

おります。

<添付資料> 現地調査箇所、現地調査箇所写真

記者発表先：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会

問い合わせ先	
国土交通省東北地方整備局	
仙台河川国道事務所	022-248-4131
河川管理課長	畑山作栄（内線331）
名取川出張所	022-248-2249
名取川出張所長	大場啓介



H23.2.8名取川 左岸 9. 4k 不法投棄



H23.2.8名取川 左岸 9. 6k 不法投棄



約100m<sup>3</sup>